

「自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）」（平成14年7月1日付け国自整第63号）及び「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」（平成18年3月2日付け国自整第127号）の一部改正について

平成20年2月  
整備課

## 1. 改正の概要

### (1) 「自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）」の改正

違反行為を行った指定自動車整備事業者について、設備、要員等に変更がない承継時の簡略化した手続きは、違反行為の改善が確認されるまで、行わない旨の改正を行います。

### (2) 「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」の改正

自動車整備事業者に関する監査・指導について、①違反行為に対する高度な判断を要する事案へのより十分な検証等、②自動車検査員に対する文書警告の拡大、③設備・要員の違反に対する指導の強化等を行う旨の改正を行います。

詳細については、国土交通省ホームページを参照して下さい。

<http://www.mlit.go.jp/pubcom/08/pubcom.html>

## 2. 今後のスケジュール(予定)

通達発出:平成20年4月

施行:1. (1)について

平成20年8月

1. (2)について

平成20年5月

ただし、次の改正規定は平成20年8月

(この通達の施行前に行われた違反行為に対する行政処分等の基準の適用については、なお従前の例によります。)

(1)第2項第6号の改正規定

(2)第5項第1号の改正規定

(3)第5項第2号を削り、同項第3号を改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とする改正規定

(4)別表1

- ①法 29 条を加える改正規定
- ②法 90 条の改正規定
- ③法 91 条-1 項の改正規定
- ④法 91 条-3 項の改正規定
- ⑤法 91 条の 3[則 62 の 2 の 2 条 1-4]の改正規定(備考欄に係るものを除く。)
- ⑥法 91 条の 3[則 62 の 2 の 2 条 1-5]に「③整備主任者の分解整備等に関する統括管理不備」を加える改正規定
- ⑦法 91 条の 3[則 62 の 2 の 2 条 1-8]を加える改正規定
- ⑧法 94 条の 5 の改正規定
- ⑨法 99 条の 2 の改正規定
- ⑩法第 100 条を改め、同条を「法 100 条-2 項」とし、同項の前に「法 100 条-1 項」を加える改正規定

(5)別表2

- ①法 94 条の 3-1 項[優良規則 5 条及び 6 条]に「⑨法令の規定を遵守する体制でない」を加える改正規定
- ②法 94 条の 3-1 項[指定規則 2 条]を加える改正規定
- ③法 94 条の 5-1 項の改正規定(違反事項欄が「適合証交付自動車の点検整備又は検査上の瑕疵」に限る。)
- ④法 94 条の 5 の 2-1 項の改正規定
- ⑤法 94 条の 6-1 項の改正規定
- ⑥法 94 条の 6-2 項の改正規定
- ⑦法 94 条の 8-1 項の改正規定(具体的違反事例欄が「②自賠責保険証明書が提示されていないにもかかわらず適合証交付」に限る。)
- ⑧法第 100 条を改め、同条を「法 100 条-2 項」とし、同項の前に「法 100 条-1 項」を加える改正規定

(6)別表3

- ①法 94 条-4 項[優良規則 7 条-2 号]に「⑨法令を遵守する体制でない」を加える改正規定
- ②法第 100 条を改め、同条を「法 100 条-2 項」とし、同項の前に「法 100 条-1 項」を加える改正規定